## 身体障害者診断書・意見書(小腸機能障害用)

## 総括表

氏 名		年	月	日生(	)	歳	男・女	
住 所								
① 障害名 (部位を明記)								
② 原因となつた 疾病・外傷名		交通 疾病		その他 性 その			战傷 戦災 )	Š.
③ 疾病·外傷発生年月日 年	月 日	・場所	Ť					
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真	及び検査所	「見を含	it.)					
障害固定	<b>三又は障害</b> 値	推定 (扌	隹定)		年	月	目	
⑤ 総合所見								
		(再認		呼来再認 時期				
⑥ その他参考となる合併症状								
所	スは診療所 在	地		ir d			·	ā
担当診療科名 科 医師氏名 ⑩  身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する ( 級相当) ・該当しない								
(A) 本 1 (基本力) - 1 中十十一一、 - 1 中中 - 1	> > 10 mm to to the	1 357	マミ	> 미Hz 1/4/ 스타스	17-th: p-t-> b-b	- ب= درد		1 1

- 注意 1 障害名には、現在起つている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。
  - 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付してください。
  - 3 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分について問い合わせする場合があります。

身長		cm	体重	kg	体重減少(観察期		% )
1 小腸も	辺除の場合	<u> </u>					
	· 所見:	•	余小腸の部位	長さ	cm		
(=) 4 H	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		字小腸の部位	•	cm		
<手術施行医	療機関名				(できれば手	術記録の写を	添付する) >
(2) 小腸	造影所見	((1)が不	明のとき)-	- (小腸)	告影の写を	添付する)	
推定	残存小腸の	の長さ・そ	その他の所見	ı			
	た中の坦へ						
	疾患の場合 /佐・笹田	•	1 女 孝 し む 7	元 日			
/内发育	71. • 車01出	・その他の	)参考となる	川兄			
注 1及	び2が併れ	字する場合	合は、その旨	を併記す	ること。		
[参考図示]							
	)	)	Ł	]除 部位			
	$\sim$	/_	-				
	The same		1p	9发 即位			
		到( )					
		<b>∑</b> }}}					
		7/					
	٠ /٢						
2 学美级	佐生の七光	ト <i>(</i> ⇒太 \\	百日にへまい	<b>-</b> ' '			
			頁目に○を~	900)			
① 中	心静脈栄	養法:					
•	開	始	日		年	月	3
•	カテーラ	テル留旨	置部位				_
•	装 具	の	重類				_
•	最近6箇	月間の実	· 施状況 (	最近6筐	- 5月間に	日間	<b></b>
•			続性(				
_	熱	· ~		1 日当た			a1)
•	が、		里(	<b>т</b> н 🗆 /С	<b>-</b> ソ	NC	a1 <i>)</i>

	상자 바다 가신 구선 기다	
2	※ 時 字 奉 左	•
<u></u>	経腸栄養法	•

- 開 始 日 年 月 日
- ・ カテーテル留置部位 \_\_\_\_\_\_
- ・ 装 具 の 種 類 \_\_\_\_\_\_
- ・ 最近6箇月間の実施状況 (最近6箇月間に 日間)
- 療法の連続性 (持続的・間欠的)
- ・ 熱量 (1日当たり Kcal)

## ③ 経口摂取:

- 摂取の状態 (普通食 軟食 流動食 低残渣食)
- 摂取量 (普通量 中等量 少量)
- 4 便の性状: (下痢、軟便、正常) 排便回数(1日 回)
- 5 検査所見(測定日 年 月 日) 赤 血 球 数 /mm³ 血 色 素 量 g/d1血清総蛋白濃度 g/dl 血清アルブミン濃度 g/d1血清総コレステロール濃度 mg/dl 中 性 脂 肪 mg/dlmEq/1 血清カリウム濃度 血清ナトリウム濃度 mEq/1血清クロール濃度 mEq/1 血清マグネシウム濃度 mEq / 1

## 注

1 手術時の残存腸管の長さは、腸間膜付着部の距離をいう。

血清カルシウム濃度

2 中心静脈栄養法及び経腸栄養法による1日当たり熱量は、1週間の平均値による ものとする。

mEq / 1

- 3 「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。
- 4 小腸切除(等級表1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く。)又は小腸疾 患による小腸機能障害の障害程度については再認定を要する。
- 5 障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもつて行うものとし、それ 以外の小腸機能障害の場合は6箇月の観察期間を経て行うものとする。